

## 廃液処理 よくある質問

### — 様式について —

Q. 表示札・伝票の様式（以降、様式という）のフォントや表枠のサイズを変えても良いですか？

A. よろしいです。但し、記入内容を目視しやすいサイズで変更願います。

Q. 様式の年月日は和暦、西暦のどちらで記入するのですか？

A. 西暦下2桁で記入願います。

Q. 伝票の有害固形廃棄物の可燃・不燃はどのように記述すると良いですか？

A. 該当する何れかを○で囲んでください。

Q. 様式に押印は必要ですか？

A. 押印は全て不要です。

### — 廃液の回収について —

Q: 回収を依頼する全ての廃液容器に表示札と分類テープを貼る必要がありますか？

A: はい。回収を依頼する全ての容器に対して、必ず容器毎に表示札と分類テープを貼って下さい。

表示札が貼られていない容器は回収できません。



(悪い例) 一部の容器にしか貼っていない



(良い例) 全部に貼っている

Q: 表示札の書き方がわかりません。

A: 環境安全センターホームページに表示札、伝票の記入例を公開していますので参照ください。

Q: 表示札に成分データを書く必要がありますか？

A: はい。必ず適切に書いてください。

表示札に書かれた情報を元にして廃液の処理方法を判断します。作業員の安全を守り、また誤った記述で処理装置を壊さないようにする配慮が必要です。廃液の性状や濃度が判るように適切な記述をお願いします。

Q: 破損した容器で廃液回収を依頼しても良いですか？

A: だめです。廃液は必ず破損のない容器に入れてください。破損容器は液漏れによる事故の原因になりますので、センター職員とご自身の安全を守るため正しい容器で回収をご依頼願います。

別添2. よくある質問

**Q:研究室の容器を返却してもらえますか？**

A:廃液回収した翌月の回収日に回収した本数分の新品の容器をお渡しします。

**Q:分類テープは廃液の排出元が貼るのですか？**

A:はい。ご自身の安全を守るため保管廃液の分類に応じて各研究室で分類テープを貼ってください。

**Q:廃液の回収は 10L に変更ですか？**

A:いいえ。10L、20L いずれの容器も回収します。

**Q:すでに廃液が入っている容器がありますが移し替える必要がありますか？**

A:いいえ。移し替える必要はありません。